

石垣－那覇航空路線の沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業 の適用継続を求める意見書

沖縄県は、新石垣空港と那覇空港を結ぶ航空路線に、7月1日より格安航空会社(LCC)が新規就航する為、離島住民割引運賃「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」の適用を保留する措置を決めた。

「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」は、国の沖縄振興一括交付金を財源として、沖縄県が、離島住民等の航空運賃及び船賃を低減させる等の離島の定住条件整備を目的に、航空路線運賃を新幹線運賃水準とし、複数航空会社が就航する路線であっても運賃が競争状態に無い場合に、運賃の差額を負担する事業である。

県民生活に於ける所用、経済活動、高度医療受診、高等教育への就学等で、沖縄本島に当市から渡る唯一の生活路線は、航空路線のみであり、沖縄本島への急な所用や業務上の出張、復路の予定が立たない等で、同航空路線を利用する石垣市民及び八重山郡民は、離島住民割引運賃を利用する事で、交通コストの負担が軽減されている。

沖縄県は、7月1日より、航空会社間の公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されるとして、同事業の適用を保留する措置を決めたが、格安航空会社の新規就航後の既存航空会社の運賃設定は、現状の運賃設定を継続していることから同路線は価格競争状態とはなっておらず、新規就航も2往復のみであることから新幹線水準運賃での利便性は著しく低下する。

また、新規就航する航空会社の利用は、那覇空港の格安航空会社専用ターミナルからの利用となり、国内線ターミナル利用時同等の二次交通への利便性ではなくなる。

よって当市議会は、沖縄県に対し、7月1日以降も新石垣空港と那覇空港を結ぶ航空路線に「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」適用の継続を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月1日

石垣市議会

あて先 沖縄県知事